

小児特別医療費助成制度のご案内

2024.12.2 改訂版

対象者

鳥取市在住で18歳到達後の最初の3月31日までの間にある方

申請に必要なもの

①対象者の健康保険情報が確認できるもの（次のいずれかのもの。以下同じ。）

- ・マイナンバーカード
- ・資格確認書
- ・資格情報のお知らせ（資格取得日が記載されたものに限る。）
- ・保険証（有効期限内のものに限る。）

②窓口に来られた方の本人確認書類

※上記①がまだお手元にない場合は、扶養者となる方のもので申請可能です。

※同一世帯以外の方が申請する場合は、委任状が必要です。

患者負担額

通院・入院・調剤・・・無料（自己負担なし）

【注意事項】

1) その他の制度（高額療養費支給制度、その他の公費助成制度など）が利用できる場合は、必ずその他の制度を優先して利用してください。

- 入院または高額の医療費が見込まれる場合は、マイナ保険証により限度額情報の確認を受けるか、保険者から限度額適用を証するものの交付を受けて病院窓口へ提示してください。
- 学校や保育園の管理下での負傷または疾病について、日本スポーツ振興センター災害共済給付の対象となる場合は、特別医療費助成の対象となりません。

2) 保険適用外の費用は助成対象となりません。

（例：食事代、病衣代、容器代、個室代、文書料、選定療養費加算 等）

助成の方法

◆現物給付（鳥取県内の医療機関等の会計窓口での助成）

- ・鳥取県内の医療機関では、受診時に受給資格証を会計窓口へ提示することで、支払う自己負担額が無料になります。（未提示の場合は、保険診療の自己負担割合での支払いとなります。）
- ・院外処方の場合は薬局にも提示してください。（調剤費も無料となります。）
- ・必ず、マイナ保険証、資格確認書、保険証（有効期限内のものに限る。）のいずれかと併せて提示してください。

助成の方法（続き）

◆償還払い（医療機関での支払いの後、申請に応じて助成）

次の場合は医療機関で保険診療の自己負担額を支払った後、償還払いの申請を行ってください。

- ・鳥取県外の医療機関を受診したとき（調剤を含む。）
- ・医師の指示で治療用装具（眼鏡・コルセットなど）を作ったとき
(※償還払いの申請の前に、加入している健康保険への手続きが必要です。)
- ・受給資格証の交付前または受給資格証を提示せずに受診したとき

【償還払いの申請に必要なもの】

- ①領収書の原本 (※レシートでは手続きできません。患者氏名・保険点数・医療機関名が記入されたもの。)
※治療用装具の償還払い申請の場合は、領収書の写し。（原本は保険者へ提出。）
- ②特別医療費受給資格証
- ③金融機関等の通帳
- ④健康保険情報が確認できるもの（表面 申請に必要なもの①参照）
- ⑤窓口に来られた方の本人確認書類

※同一世帯以外の方が申請する場合は、上記に加え委任状が必要です。

※保険者から高額療養費を受けた場合は、上記に加え高額療養費の「支給決定通知」が必要です。

※治療用装具の償還払い申請については、上記に加え次の2点の書類が必要です。

○保険者からの「支給決定通知」 ○医師の指示書（写し）

※支払いから5年以内であれば、申請ができます。ただし、受診当時の受給資格が確認できない場合は、助成できません。

※高額療養費に相当する金額は特別医療費助成の対象となりません。高額療養費の申請期間は2年以内ですので、高額療養費の対象になる場合は申請漏れの無いよう注意してください。

変更の届出（転居、転出、氏変更、保険変更、死亡、生活保護開始、特別医療の区分変更）

- 1) 上の事項に該当する場合、速やかに変更届を提出してください。
受給資格者証の差し替えまたは返却が必要です。（「保険変更」の場合を除く。）
- 2) 手手続きは、窓口、郵送、電子申請のいずれかの方法となります。
電子申請は、ネットワーク環境が必要です。
- 3) 「保険変更」（保険者、記号番号の変更）の場合も届け出が必要です。
- 4) 「転出」の場合、医療機関等の窓口では転出日の前日までしか受給資格証が使えません。
転出日当日に受診される場合は、必ず保険年金課へご相談ください。
- 5) 必要書類については、保険年金課でご確認ください。

受給資格証の更新

受給資格証の有効期限は「18歳到達後の最初の3月31日」までです。

更新の必要はありません。

★お問い合わせ先：0857-22-8111（鳥取市コールセンター）

★担当 : 鳥取市役所 保険年金課 医療助成係（〒680-8571 鳥取市幸町71番地）

★お手続きの窓口 : 鳥取市役所本庁舎（13番 福祉総合窓口）または 各総合支所 市民福祉課